

令和5年台風13号により被災されたお客さまに対するガス料金、電気料金等の特別措置について

このたびの令和5年台風13号により被害を受けられました皆様には心よりお見舞い申し上げます。
当社では、被災されたお客さまからお申し出をいただいた場合、次の特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

なお、「託送供給約款（小売託送）」に関する特別措置は、9月11日に関東経済産業局長へ「託送供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請を行い、本日、認可されたものです。

1. 特別措置の内容について

(1) ガス[都市ガス（旧一般ガス及び旧簡易ガス）、LPガス、圧縮天然ガス]および電気料金について

- ① 2023年7月（支払期限日が2023年9月8日以降となるもの）、同年8月（支払期限日が2023年9月8日以降となるもの）、同年9月および同年10月検針分のガスおよび電気料金について、支払期限*1を1ヶ月間延長いたします。
- ② 2023年9月8日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間において、お客さまが、被災が原因で、料金算定期間を通じてガスまたは電気を全くご使用できなかった場合は、全くご使用しなかった料金算定期間のガスまたは電気の基本料金は、申し受けません（9月8日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間のうち、被災により、ガスまたは電気を全くご使用できなかった料金算定期間の基本料金にかかる特別措置となりますので、6ヶ月が上限となります）。

(例) 9月のガスの検針日が9月9日、10月のガスの検針日が10月9日のお客さまが、被災が原因で、9月8日から10月10日まで、ガスを使用できなかった場合

…10月検針分の料金算定期間（9月10日から10月9日）を通じてガスを使用できなかった
ので、10月分のガスの基本料金は申し受けません。

(2) 都市ガス（旧一般ガス及び旧簡易ガス）の配管が損傷を受けている場合の復旧のためのガス工事費について

被災により都市ガスの使用ができないお客さまが同一場所で応急的に都市ガスを使用するための臨時のガス工事費については、2023年11月30日までにお申し込みがあった場合に、そのガス工事費は当社負担とさせていただきます。

2. 対象となるお客さま

今回の措置は令和5年台風13号に関連して災害救助法が適用された地域*2にお住まいでかつ、当社のガス・電気をご契約中のお客さまが対象となります。

* 1 支払期限：支払義務発生日の翌日から起算して30日目をいいます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および5月1日、12月30日）の場合には、その直後の休日でない日となります。

* 2 千葉県発表の災害救助法適用地域（2023年9月8日発表）

茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町

●お問い合わせ

<都市ガス（旧一般ガス）、電気>

お客さまサポートセンター

地区	電話番号
茂原地区（茂原市、睦沢町、大多喜町）	0475-24-6151
成東地区（山武市）	0475-82-0800

<都市ガス（旧簡易ガス）、LPガス、圧縮天然ガス>

LP事業グループ

地区	電話番号
茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市 睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町	0475-24-0161

以上